

令和 7 年 4 月 1 日

標高成果改定に伴う対応について

標題の件につきまして、国土地理院において令和 7 年 4 月 1 日より電子基準点、三角点、水準点等の標高成果が、衛星測位を基盤とする最新の値「測地成果 2024」に改定されます。本改定により、これまで地殻変動で累積した現況と標高成果との位置関係のズレが解消されます。また、衛星測位と「ジオイド 2024 日本とその周辺」を用いて、現況にあった標高を従来よりも迅速に取得できるため、大地震直後の復旧・復興工事において迅速に標高成果を改定することができるようになります。

諒

改定と同時に、旧標高と新標高とを換算するパラメータや、作業方法を示した公共測量成果改定マニュアルが地理院 web ページで公開される予定です。改算して使用する場合は、最新のマニュアルを確認のうえ実施して下さい。なお、換算には一定の誤差が生じるため、当該事業における誤差の許容範囲を踏まえた上でのご利用をお願いします。

今までの工事で使用した標高や、構造図等に記載している標高は旧標高になりますが、今後は新標高と旧標高を混同して使用しないよう注意が必要です。どちらかに統一して使用する必要があるため、新旧が確認できる状態にあれば、旧標高を使用し続けることは可能です。

今後、標高を使用する際は、旧標高または新標高の確認をして利用いただくようお願いいたします。

名古屋市緑政土木局測量調査課境界測量総括担当

TEL 972 - 2837